

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連 結 業 度	・ ・	法人名	
---------	--------	-----	--

別表三の二 平二十六・十・一以後終了連結事業年度分

連 結 留 保 所 得 金 額 (別表四の二「56の②」)		1	円	所 得 基 準 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 (別表四の二「56の①」)	17	円		
当 期 連 結 留 保 金 額 の 計 算	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2			非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「45」)	18			
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3			外国子会社等から受ける 剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19			
	前 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4			受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二「9」)	20			
	当 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5			受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八の二「15」から連結法人間配 当等の額に係る金額を除いた金額)	21			
	連 結 法 人 税 額、連 結 地 方 法 人 税 額 及 び 連 結 復 興 特 別 法 人 税 額 (((別表一の二(-)「4」+「5」+「7」+「10」の外書 -「11」-「43」)又は(別表一の二(-)「4」+「5」+ 「7」+「10」の外書-「11」-「18」+「35」-「38」- 「39」))+復興特別法人税申告書別表一「4」)	6			法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二「23」+「26」)	22			
	各 連 結 法 人 の 住 民 税 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「13」の合計額)	7			連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表四の二「47」)	23			
	当 期 連 結 留 保 金 額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8			被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二「7」)	24			
	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	9			新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「34」の合計額)	25			
積 立 金 基 準 額 の 計 算	同 上 の 25% 相 当 額	10			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に 由 る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表三の二付表「35」の合計額)	26			
	期 首 連 結 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(-)「20の①」)-(4)	11			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に 由 る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「36」の合計額)	27			
	中 期 増 減	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	12			沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(-)「14」+「16」+「21」 +「22」)	28		
		適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	13			国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表三の二付表「38」の合計額)	29		
	期 末 連 結 利 益 積 立 金 額 (11)+(12)-(13)	14			国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「39」の合計額)	30			
	算	積 立 金 基 準 額 (10)-(14)	15			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表三の二付表「40」の合計額)	31		
		定 額 基 準 額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「41」の合計額)	32		
				収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+ 「37」+「40」)又は別表十の二(二)「47」)	33				
			肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「43」の合計額)	34					
			連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(三)「10」)	35					
			課 税 対 象 金 額 等 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「45」の合計額)	36					
			連 結 所 得 等 の 金 額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)- (27)+(28)+(29)-(30)+(31)-(32)+(33)+(34)+(35)-(36)	37					
			所 得 基 準 額 (37)×40%	38					
			連 結 留 保 控 除 額 (15)、(16)又は(38)のいずれか多い金額)	39					
			課 税 連 結 留 保 金 額 (8)-(39)	40		000			
連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算									
課 税 連 結 留 保 金 額				税 額					
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (40)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	41	000	円	(41) の 10% 相 当 額	45		円		
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (40)-(41)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(41))の いずれか少ない金額	42	000		(42) の 15% 相 当 額	46				
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (40)-(41)-(42)	43	000		(43) の 20% 相 当 額	47				
計 (40) (41)+(42)+(43)	44	000		計 (45)+(46)+(47)	48				